

# 記載例

注意：飼育場所を変更した際は、移動してから、  
1ヶ月以内に飼育変更届を提出

## 蜜 蜂 飼 育 変 更 届

令和 年 月 日

石川県知事 馳 浩 様

住 所 石川県金沢市鞍月1-1  
電 話 番 号 076-225-1623  
ふ り が な (いしかわ たろう)  
氏 名 又 は 名 称 石川 太郎  
及 び 代 表 者 氏 名

養蜂振興法第3条第3項の規定により、下記のとおり蜜蜂飼育変更届を提出します。

### 記

#### 1 変更事項

- ・近隣住民からの苦情（蜜蜂に刺された）により飼育期間を変更

注意：年次途中の飼育場所の変更・追加については受け付けない  
ただし、県民からの苦情などやむ得ない場合に限り、可能とする

#### 2 変更内容

(変更前)	(変更後)
かほく市内日角井5-2 砂丘地農業研究センター内 10群（採蜜） 5月16日～9月30日	かほく市内日角井5-2 砂丘地農業研究センター内 10群（採蜜） <u>5月16日～6月30日</u>
羽咋郡宝達志水町坪山ナ部93-2 畜産試験場内 10群（越冬） 10月1日～12月31日	羽咋郡宝達志水町坪山ナ部93-2 畜産試験場内 <u>10群（女王群育成、越冬）</u> <u>7月1日～12月31日</u>
<p>年次当初に提出した飼育届を基に、 変更事項を詳細に記載</p>	

#### 備 考

- (1) 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- (2) 飼育計画は1月1日から12月31日までについて記入すること。
- (3) 飼育場所は、字、番地まで記入すること。（飼育場所の変更についてはやむ得ない場合に限り、可能とする）